

会 議 事 録

1 会議名	第2回長岡市福祉有償運送運営協議会
2 開催日時	平成23年8月25日(木曜日) 午前10時00分から午前11時30分まで
3 開催場所	長岡市役所 6階 第2委員会室
4 出席者名	<p>(委員) 松本委員長 土屋副委員長 菊池いづみ委員 野村委員 伊丹委員 杉野委員 小川委員 久住委員 馬場委員 平石委員 菊池努委員 長部委員 水澤委員 本多委員</p> <p>(委員代理)新潟運輸支局竹村運輸企画専門官(土田委員代理)</p> <p>(サ-バ) NPO法人 夢ながおか NPO法人 ドリーム NPO法人 長岡医療と福祉の里ボランティア連合会</p> <p>(事務局) 瀬下福祉保健部次長 北本福祉総務課長ほか関係職員 成田福祉課長ほか関係職員 杉本長寿はつらつ課課長補佐ほか関係職員 安達交通政策課長ほか関係職員</p>
5 議題	<p>1 議題</p> <p>(1) 登録事項の変更について 特定非営利活動法人夢ながおか 特定非営利活動法人ドリーム</p> <p>(2) 更新登録について 特定非営利活動法人夢ながおか 特定非営利活動法人ドリーム 特定非営利活動法人ボランティア連合会</p> <p>(3) その他 長岡市の現況について 運営協議会における合意形成のあり方検討会報告書について</p>

6 審議の内容	
発言者	議事内容
事務局：福祉総務課 課長補佐	ただいまから、第2回長岡市福祉有償運送運営協議会を開会します。進行は、委員長をお願いします。
委員長	<p>本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、傍聴を許可することといたします。</p> <p>議題「(1)登録事項の変更について」と議題「(2)更新登録について」は、一括して協議をお願いしたいので、各法人から併せてご説明いただき、ご承認いただきたいと思います。</p> <p>はじめに、事務局から全体の説明をお願いします。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>議題「(1)登録事項の変更について」ですが、夢ながおか及びドリームにおいて、5月26日開催の本年度第1回運営協議会以降に車両及び登録会員の追加があり、事務局で報告書及び添付書類により確認を行い、承認いたしましたので、ご報告します。</p> <p>次に、議題「(2)更新登録について」ですが、当市で3法人が行っている福祉有償運送については、各法人とも9月30日が登録の有効期限になっています。各法人とも、今後も引き続き福祉有償運送を継続されるということで、更新登録の準備を進めています。本日は、この更新登録の書類について、各法人からご説明いただき、「長岡市福祉有償運送 ガイドライン」に適合しているかをご審議いただきたいと思います。</p> <p>詳細につきましては、各法人から、説明をお願いします。</p> <p>まず、夢ながおかさんからお願いします。</p>
オブザーバ：夢ながおか	<p>まず、登録事項の変更について説明します。</p> <p>車両の追加について、4台の追加をさせていただきました。なお、車両の追加については、更新登録に合わせ、平成23年10月1日からの変更とさせていただきます。</p> <p>(詳細は資料のとおり 記載省略)</p> <p>利用会員について、2名の追加をさせていただきました。</p> <p>(詳細は資料のとおり 記載省略)</p>

	<p>引き続き、更新登録について説明します。</p> <p>更新登録の書類については、平成 23 年 8 月 18 日に新潟運輸支局へ提出しました。</p> <p>「自家用有償旅客運送の更新登録の申請」「運行管理の体制等を記載した書類」「車両登録簿総括表」「車両登録簿（個票）11 枚」「利用会員名簿」「運転者名簿」「福祉有償運送料金表」「定款」「現在登記事項全部証明書」「役員名簿」について</p> <p>（資料のとおり説明 記載省略）</p>
委員長	ご質問、ご意見はありますか。
委員	車両台数を増加した理由についてお聞かせいただけますか。
オブザーバ：夢なおか	<p>今までは、7 台で十分賄われていたのですが、夢なおかとドリームで車両を重複登録しているため、予備の車がないと、出張、会議等が重なった時に都合がつけられない場合があります。運転手も 10 名いますので、乗りやすい車を登録しておけば対応できるため、追加登録をさせていただきました。</p>
委員	<p>車両の保険について確認させていただきます。ほとんどの車が対人、対物ともに無制限で加入されている中、8 の車は対物 3,000 万円になっていますが、これはどういうことですか。</p>
オブザーバ：夢なおか	<p>8 の車は昨年購入した車です。初めて保険に加入したため、保険料が高く、経費を抑えるために対物保障を 3,000 万円にしています。年数が経ち、割引が使えるようになれば、対物保障も無制限にしていきたいと思います。</p>
委員長	確認のため伺いますが、過去に事故はありませんでしたか。
オブザーバ：夢なおか	福祉有償運送開始以来、夢なおか、ドリームともに一度もありません。
委員長	<p>それでは、夢なおかさんについて、更新登録を承認していただくということによろしいでしょうか。</p>

出席委員	<承認>
委員長	続いて、ドリームさんお願いします。
オブザーバ：ドリーム	<p>まず、登録事項の変更について説明します。</p> <p>車両の追加について、車両は夢なおかと重複登録していますので、内容は同じです。4台の追加をさせていただき、更新登録に合わせ、平成23年10月1日からの変更とさせていただきます。 (詳細は資料のとおり 記載省略)</p> <p>利用会員について、1名の追加をさせていただきました。 (詳細は資料のとおり 記載省略)</p> <p>次に、更新登録について説明します。</p> <p>更新登録の書類については、平成23年8月18日に新潟運輸支局へ提出させていただきました。</p> <p>「自家用有償旅客運送の更新登録の申請」「運行管理の体制等を記載した書類」「車両登録簿総括表」「車両登録簿(個票)11枚」「利用会員名簿」「運転者名簿」「福祉有償運送料金表」「定款」「現在登記事項全部証明書」「役員名簿」について</p> <p>(資料のとおり説明 記載省略)</p>
委員長	ご質問、ご意見はありますか。
委員代理	<p>損害補償について照会します。各事業所さんは、様々な損害保険会社と契約を結ばれていますが、会社によって内容が違い、補償の対象を記載しているものもあります。なかでも、JAは、自家用有償運送をするかしないかという欄があり、大概「しない」になっています。ドリームさんの損害保険会社はJAですが、業務中に事故があった際に補償は出ますか。</p>
オブザーバ：ドリーム	<p>損害賠償の保障について、車両保険に加入しているJA越後さんとう農協に確認したところ、自家用有償運送をしている場合でも補償されるとのことでした。</p>

委員代理	業務中に事故があった際に補償がないと困りますので、念のために確認させていただきました。
委員長	それでは、ドリームさんについても更新登録を承認していただくということでよろしいでしょうか。
出席委員	<承認>
委員長	続いて、ボランティア連合会さんからご説明をお願いします。
オブザーバ：ボランティア連合会	更新登録について説明します。更新登録の書類については、8月25日付けで新潟運輸支局へ提出しました。 「自家用有償旅客運送の更新登録の申請」「運行管理の体制等を記載した書類」「車両登録簿総括表」「車両登録簿（個票）3枚」「利用会員名簿」「運転者名簿」「福祉有償運送料金表」「定款」「現在登記事項全部証明書」「役員名簿」について (資料のとおり説明 記載省略) なお、今まで交通事故はありませんでした。以上です。
委員長	ご質問、ご意見はありますか。 現在行っている運行状況と変更はないということよろしいですか。
オブザーバ：ボランティア連合会	変更ありません。
委員長	それでは、ボランティア連合会についても、更新登録をご承認いただいでよろしいでしょうか。
出席委員	<承認>
委員長	これで、全てのNPO法人の更新登録についてご承認いただきましたので、後ほど「様式第3号 運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を交付いたします。各法人は、運輸支局へ

<p>委員長</p>	<p>提出をお願いします。</p> <p>それでは、次に進みます。</p> <p>議事「(3)その他」の「長岡市の現況について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>前回の運営協議会において、「長岡市の移動制約者の数、移動制約者に対するサービスを提供する側の福祉車両の台数等について資料を提示していただきたい」との意見がありましたので、本日資料を提示し、ご説明をさせていただきます。</p> <p>(詳細は資料のとおり 説明部分のみ記載)</p> <p>まず、資料の「1.地域別の移動制約者の人数」についてです。資料に記載してあるのは、「要介護認定、要支援認定を受けている方、障害者手帳の所持者」です。資料の合計欄の隣に人工透析患者数が記載してありますが、人工透析患者は身体障害者手帳を取得されていますので、身体障害者数に重複しています。そのため、この部分は合計欄には含まれていません。移動制約者とは、福祉有償運送で規程のある「単独で公共交通機関を利用することが困難な方」で、具体的にいうと、資料にある「要介護認定、要支援認定を受けている方、障害者手帳の所持者」となります。本来であれば、この中から「単独で公共交通機関を利用することが困難な方」といった本当の意味での移動制約者の人数をピックアップすべきですが、そのためには個々の方の状況を訪問して拝見させていただかないと判断できず、非常に時間がかかりますので、このような資料を提示させていただきました。そのため、このなかの何割かの方が移動制約者ということになります。</p> <p>「2.タクシー台数」については、新潟運輸支局から資料を提供いただき、提示させていただきました。このなかの特殊自動車福祉車両の台数です。内訳は、車イス8台、寝台専用1台、車イス寝台兼用11台、軽福祉車両13台の合計33台です。</p> <p>「3.福祉車両の台数(長岡市、社会福祉協議会、福祉有償運送)」について、「1ハートカー」及び「3ほほえみ号」については、後ほど福祉課長から説明をさせていただきます。まず、「2福祉送迎サービス」についてです。こちらは、長岡市社会福祉協議</p>

<p>事務局：福祉課長</p>	<p>会が無償で移送サービスを提供しているものです。平成 23 年 4 月 30 日現在で、登録会員が 240 人、運転手の協力ボランティアの方が 154 人、年間 2,727 回（平成 22 年度実績）のサービス提供を行っています。自動車は、運転手の自家用車のセダン車両です。対象者は、「要介護認定、要支援認定を受けている者」「身体障害者」「その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている者を含む）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難であり、かつ公共交通機関を利用することが困難な者」「先に述べた利用登録者の条件に該当しない高齢者のみの世帯または同居家族がいる日中高齢者のみの世帯で、かつ住民税非課税世帯であり、自家用車を所有しないため医療機関へ通院することが困難と認められる者」で、主に医療機関への通院送迎を目的として行っているものです。</p> <p>4 から 6 については、先ほどご報告いただきました福祉有償運送を行っている 3 団体です。ちなみに、福祉有償運送の 3 団体について、平成 22 年度実績の 3 団体の合計は、利用会員 106 名、平成 23 年 3 月の利用会員数は 38 名でした。内訳は、要介護、要支援認定を受けている方が 12 名、身体障害者手帳を受けている方が 13 名、内部障害（人工透析）13 名で実人数としては、各 3 分の 1 ずつになっております。利用回数は、内部障害（人工透析）の方が多く、月平均ひとり 14 回から 15 回程度の利用となっています。毎月 40 名前後の方が利用されています。年間利用回数は延べ 3,624 回です。</p> <p>引き続き、「1 ハート・カー（重度身体障害者移動支援事業）」についてご説明します。事業内容は、市内に住所を有される方で、身体障害者手帳を所持している方もしくは、介護認定を受けている方について、ボランティアの運転によって移動を助けるというものです。車両は、スロープ付きの軽自動車 1 台（定員 3 名）及びリフト付きの車イス仕様車 1 台（定員 9 名）、リフト付きの車イス仕様車 1 台（定員 6 名）の計 3 台です。運営については、長岡市から長岡市社会福祉協議会へ委託し、行っています。料金は、実費相当として 1 km10 円いただいています。平成 22 年度実績は、延べ利用回数は 752 回、延べ人数では 1,647 名、走行距離では 13,000km 弱の利用がありました。平成 23 年 3 月 31 日現在で運転手に登録しているボランティアの方が 25 名、利用会員は 62</p>
-----------------	--

名です。

次に、「3 ほほえみ号」についてご説明します。車両は、車椅子が4台対応できる16人乗りのリフト付きバスです。利用方法としては、会員制で登録団体を募っており、登録団体から予約をしたうえで利用してもらっていますが、空きがあれば会員以外の方にも利用してもらっています。利用料金は無料ですが、高速道路通行料や駐車料金がかかった場合のみ、実費負担をしてもらっています。平成22年度実績は、延べ利用回数は222回（222日）で、1年のうち約3分の2は運行されています。

次に、「4.長岡市で行っている移動制約者に対する助成制度」について説明します。

身体障害者の方に行っている長岡市の移動に関する助成制度は、「タクシー利用券」の交付、「自動車燃料費助成制度」、「長岡市じん臓機能障害者通院費助成（人工透析患者のみが対象）」の3つあります。この中で受けられるものは、3つのうち1つだけで、要件が当てはまったとしても複数を受けることができません。まず、「タクシー利用券」についてご説明します。身体障害者手帳の1級から3級、下肢不自由者、内部障害者、療育手帳Aの方等重度障害の方が対象になります。助成対象者数は4,404人（在宅者のみ）助成内容は、500円×30枚（15,000円分）のタクシー利用券を交付し、1回につき5枚以内の利用となります。ただし、月2回以上の通院実績がある方については、医師からの証明を受けることによって、もう2冊、計年間3冊（45,000円分）まで追加交付を受けることができます。平成22年度実績は、3,905人が利用され、助成金額は50,539,000円でした。

続いて、「自動車燃料費助成制度」についてご説明します。この制度は、タクシー利用券の助成と対象者の要件は一緒ですが、タクシーをあまり利用せず、自分で自家用車を運転されている方への助成制度であり、タクシー利用券助成制度との補完になっている制度です。助成額は15,000円までで、使用する自動車を登録していただき、自動車燃料費の領収書に基づき申請していただいています。タクシー利用券、自動車燃料費助成制度ともに10月以降に新たに対象となった方については、助成額を7,500円まで（タクシー利用券の場合は500円×15枚まで）とさせていただきます。自動車燃料費助成制度の登録者数は1,437人で、平成22年度は、1,343人が利用し、助成金額は19,492,602円とな

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>っています。</p> <p>続いて、「長岡市じん臓機能障害者通院費助成」についてご説明します。これは、地域固有業務で、合併前に各市町村で行っていたものを引き継いだものです。そのため、統一された制度にはなっておらず、地域ごとに特色があります。この制度については、平成 27 年度までに統一したいと思っています。</p> <p>長岡、中之島、三島、寺泊地域にはこの制度はありません。残りの 7 地域で実施しております。地域ごとに助成額が異なり、越路地域、和島地域は月額 2,500 円、与板地域は月額 3,000 円、山古志地域、川口地域は実費の 2 分の 1、小国地域は実費以内の額、栃尾地域については、通院日数で助成額を決定しています。平成 22 年度実績は、利用者数が 87 人、助成金額が 3,104,400 円でした。</p> <p>引き続き、ご報告をさせていただきます。ご報告内容は、委員長から前回の運営協議会終了後に照会をいただいた件についてです。照会内容は、新潟市と長岡市の福祉有償運送を比較し、生じた疑問についてでした。「新潟市の福祉有償運送では、高齢者や透析患者の利用はほんの一部で、障害者の運送が大部分になっています。具体的には、社会福祉法人が福祉有償運送に事業登録されて、知的障害者、身体障害者に対する有償運送を行っているとのこと。このような新潟市の状況を捉えて、長岡市の障害者の送迎状況について教えていただきたい」といった内容でした。この照会を受けていろいろ調べさせていただき、委員長には次のように回答いたしました。「長岡市にある法人で、障害者の通所施設を持っている法人は、社会福祉法人のほか、医療法人、NPO 法人を含めて 8 法人あります。これらの法人から、福祉有償運送に参入したいとか、通所される方の移送に困っているという声は聞こえてきません。また、各法人で、障害者の施設送迎を有償で行っている施設もありませんでした。各法人は、利用者に対する送迎を独自サービスで行っていたり、自立支援特別対策事業の通所サービス利用促進事業による送迎費用の補助を利用しながら送迎を行っているようです」とお答えしました。実際、長岡市で 3 法人が行っている福祉有償運送の状況を見ても、要介護・要支援者、障害者、人工透析患者の利用者は長岡市では 3 分の 1 ずつですので、偏り無く平等な運送を行っており、必要な方につ</p>
-------------------	---

<p>委員長</p>	<p>いてなんらかのカバーができていると思われます。 以上、委員長からの照会事項と長岡市の現況について説明させていただきます。</p>
<p>副委員長</p>	<p>ご質問、ご意見はありますか。</p> <p>福祉有償運送では、利用会員を非常に厳しく選定して運送を行っています。ハートカーやほほえみ号について、利用者が心身障害者及びこれに準ずる高齢者となっていくと、利用者の幅が広がっていきまいますので、拡大しないように厳しくやっていただきたい。我々タクシー業界は、高い福祉タクシーを入れて、専門のドライバーを付けて運送を行っており、税金も納めています。本来、私は市の車両についても、リストラしていただいて、タクシー業界に任せていただくのがよろしいかと思ひます。これは、社会にとって必要な取組みですが、エスカレートしてしまうとタクシー業界はやっていけなくなってしまうので、慎重に行っていただきたいと思ひますが、その点についてはいかかですか。</p>
<p>事務局：福祉課長</p>	<p>おっしゃることは、もっともだと思ひます。しかし、障害をお持ちの方から、ご要望が高い事業なのも事実です。お話の趣旨はわかりましたので、ご意見を踏まえた中で今後のやり方を検討していきたいと思ひます。</p>
<p>副委員長</p>	<p>現状は、現在行っているものなので、よいのですが、長期的には、タクシー業界等プロに任せるのが一番です。拡大しないで慎重に行っていただきたいとご要望いたします。</p>
<p>委員</p>	<p>ハートカーは、車は市で購入し、運営は社会福祉協議会に委託しているということですが、ハートカーの購入維持費、保険等は全て市で出しているのですか。</p>
<p>事務局：福祉課長</p>	<p>運用にかかる実費相当の部分については利用者から負担をしてもらっていますが、その他の購入維持費等については長岡市で負担をしています。</p>

委員	<p>ほほえみ号については、運転手、運営はどうなっていますか。</p>
事務局：福祉課長	<p>運転手は、「シルバー人材センター」の方に市からお願いをし、車両の運転をしてもらっています。利用申込、その他については長岡市で受け付けをし、運営しています。利用する団体の利用料金は無料です。ただし、車の維持コストはかかりますので、その部分は市で負担しています。</p>
委員	<p>現在市で行っている事業については、全国的にみても相当変化してきています。前回の運営協議会で、お話があった「デマンドシステム」を充実させ、市が負担する事業をなるべくこのシステムに変更していく必要があると思います。「デマンドシステム」は登録制ですので、無駄がなくなりますし、先ほどご説明のあったタクシー券や燃料費の費用も削減されます。先にタクシー券の制度等をやめるのではなく、早く、全国の流れである「デマンドシステム」に長岡市として取り組んでいただいて、交通弱者といわれる方々を、救う仕組みを作っていただきたいと思います。</p> <p>公共交通が一番安全で、継続できます。前にもご提案させていただいたように、この運営協議会が福祉有償運送のチェック機能のためのものというだけではなく、むしろ、もう1つの団体が必要なかもしれませんが、福祉の分野だけでなく、交通政策の分野も含め、「デマンドシステム」を初めとした全体的な交通システムの構築について、長岡市として取り組むための協議会が必要だと思います。高齢者や離れた地域の方が長岡の病院に通うために、タクシーで乗合していただくといった「デマンドシステム」の仕組みを制度的にご検討いただきたいと思います。</p>
委員長	<p>ハートカーは1km10円、福祉移送サービスは無料で、どちらも長岡市社会福祉協議会が運営しているようですが、支障や問題はありませんか。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>特別利用者から不満はいただいていません。また、福祉移送サービスについては、ボランティアで自動車を提供いただくので、利用料金は無料ですが、社会福祉協議会から実際制度を行っている各地区福祉会・地区社協に対して、燃料費として1kmあたり20円の補助を出しています。</p>

<p>委員長</p>	<p>委員からいただいた「デマンドシステム」に関する意見について、この運営協議会及び市の内部でも検討していただきたいと思 います。 それでは、次に進みます。</p>
<p>委員長</p>	<p>「(3)その他」の「 運営協議会における合意形成のあり方検討会報告書について」、運輸支局から説明をお願いします。</p>
<p>委員代理</p>	<p>本日、「運営協議会における合意形成のあり方検討会報告書」を配布させていただきました。有償運送の制度は、平成 18 年 10 月からスタートしたのですが、開始から 5 年を迎えようとしており、全国で、いろいろな問題を抱えています。この検討会は、そういった問題を洗い出し、協議会の運営に支障になっているものについて検証するという狙いで、たちあげたものです。平成 23 年 4 月まで検討を重ねて、6 月にこの報告書が作成されました。内容について、簡単にご説明をさせていただきます。 ポイントは 4 点あります。1 点目は、「2(1) 運営協議会の趣旨等に関する構成員の理解向上の必要性について」です。これは、自治体の担当者が事務局になっており、担当者が人事異動で代わられたりすると、制度の趣旨、道路運送法等の旅客自動車運送事業にまつわる法律に詳しくない方もいるため、その部分を運輸支局でフォローしていこうという趣旨の内容です。2 点目は、「(2) 自家用有償旅客運送の数量的なデータに基づく把握・判断について」です。自家用有償運送のスタンスですが、本来は、地域における移動制約者の移送について、対象旅客として申請された会員の輸送は、バス、タクシーなどの公共交通機関が担うべきものであることを認識いただいたうえで、公共交通機関のみでは、十分な輸送サービスを確保することができない場合について、運営協議会でその確認を行い、自家用有償運送で賄っていくものになっています。この部分を大前提に捉えていただいたうえで、自家用有償旅客運送の必要性については、数量的なデータに基づいて判断していただきたいということです。具体的には、先ほど事務局からお示しいただきましたように、移動制約者のニーズについて、移動制約者の人数として、障害者の人数等を数値で示していただき検討する必要がありますし、サービスを提供する側とし</p>

	<p>て、その地域の旅客事業者、運送事業者の数、輸送サービスの提供状況、市内における福祉タクシーの数等をみながら、的確に検証していただきたいということです。3点目は、「(3)医療、保健、福祉専門職の知見の活用について」です。全国では、各会員の登録について、障害の状況等を協議会の中で細かく説明して、各委員さんが判断しているために、議事進行に支障をきたしているところがあります。効率化を図るため、会員の障害の程度等については、専門家の判断に委ねたらどうだという意見もあり、その部分について掲載しております。4点目は、「(4)ローカルルールの適時適切な見直しについて」です。全国では、いろいろなローカルルールを設けているところがあります。大小それぞれルールはありますが、それが合理的なものなのかが問題です。例えば、県外のある市では、「当該市で1つのNPO法人もしくは、社会福祉法人が有償運送をしていたら、2番目3番目は出せない」といったルールがあります。需要と供給のバランスで1社で足りるのかもしれませんが、場合によっては、これは不合理なローカルルールになるかと思えます。ほかに、「車両の登録については3台まで」といったローカルルールがあるところもあり、こういったものは合理性にかけると感じております。長岡市については、そういった合理性にかけるとは思っておりません。国土交通省運輸支局としては、それぞれの地域の運営協議会にアンケートをとるなどして、ローカルルールの存在を確認しつつ、合理性のないものについては、それを改めるよう指導するようにと記載されています。ちなみに、アンケートについてですが、先般、当支局で運営協議会の事務局にローカルルールに関するアンケートを実施させていただきました。今、集計中ですので、まとめ次第みなさまにご報告できるかと思えます。委員のみなさまにつきましても、協議会の適切かつ円滑な合意形成についてのご意見等ありましたら、運輸支局までご報告いただければと思います。以上です。</p>
委員長	ご質問、ご意見はありますか。
委員	3点目でお話のあった「(3)医療、保健、福祉専門職の知見の活用について」提案します。利用会員の新規登録の際に、運営協議会において提示される「長岡市様式第3号の1 利用会員登録

	<p>申請書」に、身体状況及び移動制約事由等所見が記載されています。我々は、医療関係は素人ですので、これを提示されてもこの方たちが移動制約者なのかはわかりません。それについては、医療機関からの診断書や専門家の意見書を揃えていただいた方が判断しやすいのではないかと思います、いかがですか。</p>
<p>委員</p>	<p>利用会員登録の判断方法について、平成 18 年の福祉有償運送運営協議会開設当初から、基本的には、障害者手帳に基づいて、なおかつ透析患者に関しては、腎友会の団体が認めて、夢ながおかさん、ドリームさんに申請したものについては、主治医からの承認をいただいた上で利用会員に登録するというを長岡市のローカルルールとして、認めていただいていた。運輸支局さんからの報告を受けまして、この部分について、改めてローカルルールとして、認めていただけるとありがたいです。</p>
<p>オブザーバ：夢ながおか</p>	<p>補足説明いたします。私どもは、透析患者の方の登録については、腎友会に判断をお願いしております。また、高齢者に関しては長岡市が必ず、介護保険証の添付を求めています。介護保険証を持っている方は一か月に 1 度は必ず通院しています。それがないと介護認定がありません。結局、専門家の判断がそこででないと私どもは解釈しております。介護保険証や障害者手帳がない場合は、専門家の診断書等が必要ということであれば、理解できるのですが、私どもの団体ではそういったケースはありません。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>登録の現状についてお話をさせていただきます。長岡市の福祉有償運送については、「長岡市福祉有償運送 ガイドライン」を定めており、その中で、運送の対象者は「長岡市内に居住している方で、病院に通院等が必要な次の方」とし、「身体障害者手帳をお持ちの方、介護保険法による要介護認定、要支援認定を受けている方、内部疾患等をお持ちの方」となっています。会員登録を行う場合は、面談を行って、介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳等々を元に判断することになっています。確認書類としては、介護保険証、障害者手帳です。介護保険証についてですが、介護認定を受ける場合は、医師の診断書が必要書類として添付されていますので、介護認定を受けている方については、医師の診断が既にされている方です。障害者手帳についても、医師の診断</p>

<p>委員代理</p> <p>委員</p> <p>委員代理</p> <p>委員長</p> <p>事務局：福祉総務課 課長補佐</p>	<p>を経て手帳が交付されています。ただし、障害者や要介護認定を受けている方でも、全てが移動制約者ではありませんので、面談をして、具体的な移動制約理由を身体状況、移動制約事由の欄に各法人から記載していただいています。そういった面談等を経たうえで各法人から申請書が提出されますので、私どもはよほどのことがないかぎり、承認しています。利用会員登録について、登録申請者、NPO法人、委員の方々にも不便をかけていませんし、是非の判断についても適切にさせていただいていると思います。</p> <p>運輸支局側からの見解ですが、今までのお話をお聞きすると、長岡市では、専門的な判断については、知識を有する方をお願いしているということですし、長岡市は運営協議会においても合理的に議事をされているので問題はないかと思えます。</p> <p>長岡市の運営協議会では平成18年の発足以来、ローカルルールを取り入れたりして、スムーズな運営をしてきたと思います。確認なのですが、運輸支局の見解としては、今後とも運営協議会において合理性が認められれば、ローカルルールの中で取り決めを行っていくことでよろしいですね。</p> <p>合理性のあるもので、それが必要なものであること、そして一方では運送事業がありますから、運送の秩序を乱さないで行う分においては全く問題ないと思います。</p> <p>それでは、議事を終了します。</p> <p>本日はこれで閉会とさせていただきます。皆様、お忙しいところ大変ありがとうございました。</p>
<p>7 会議資料 別添のとおり</p>	